

空家管理サービス業務委託契約書

委託者 _____ を甲とし、受託者 NPO 法人 _____ を乙は、以下の条項により空家管理サービス業務委託契約（以下、本契約という）を締結した。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

第1条 （契約の目的）

甲は、空家管理サービス業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

第2条 （空家管理業務の内容）

乙は別表に定める業務を行うものとする。

第3条 （契約期間）

本契約の契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日より令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日迄とする。

第4条 （契約の更新）

本契約は、甲乙の合意により契約の更新ができるものとする。但し、本契約の期間が満了する1ヵ月前までに、甲又は乙からなんら申し出がない場合は、同一条件で契約を更新し、以後も同様とする。

第5条 （契約の解除）

甲は乙が本契約に定める業務の履行に関して、本旨に従った履行をしない場合には、相当の期間を定めて履行を催促し、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができるものとする。

第6条 （解約）

本契約を中途解約する場合は、甲又は乙は1ヵ月前までにその相手方に文書をもって通知するものとする。ただし甲又は乙は1ヵ月分の料金等を支払うことにより、即時に契約を解約できるものとする。

第7条 (委託料)

甲は、乙に対し年間基本料金 円を支払うものとする。また、その他の作業については、その都度別途料金を申し受けることとする。

第8条 (第三者への再委託)

乙は、本契約の業務の全部分又は一部について第三者に再委託する必要がある場合、これを第三者に再委託することができる。

第9条 (権利変動に伴う処置及び通知)

売買、相続等により本物件の権利関係に変動が生じた場合、また新たな担保設定等(抵当権、質権)を行った場合には、甲は速やかに書面にて、乙に通知するものとする。

第10条 (乙の免責事項)

乙は善良な管理者の注意をもって本物件を管理し業務を遂行するものとする。但し、乙は、下記の事由により甲が被った損害については、その賠償責任を負わないものとする。(但し、乙に故意又は重過失がある場合は除く)

- (1) 盗難による損害
- (2) 巡回時に生じた軽微な傷による損害
- (3) 火災・爆発等の事故の発生による
- (4) 天災地変等、不可抗力による損害
- (5) 建物設備の故障、突発事故による損害
- (6) 損害発生回避のために、甲に対し改善を求めたにも係らず改善されなかった事に起因する損害
- (7) 建物や土地及びそれに付随する施設等が第三者に与えた損害
- (8) その他、予見ができなかった事由及び、乙の責に帰することができない事由による損害

第11条 (個人情報の取扱い)

乙が本契約の履行にあたって知り得た個人情報は、本契約を履行する業務の範囲内で取り扱うものとする。

乙は、本契約の履行にあたって知り得た個人情報を取り扱うにあたっては、これを適切に取り扱わなければならない。

第12条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

第13条（その他）

本契約に定めのない事項及び運用解釈に疑義を生じた場合は、甲乙は関係法規並びに一般慣習に従い、誠意を持って協議の上解決するものとする。

【物件名】

所在地

登記名義人

【委託者（甲）】

住所

氏名

【受託者（乙）】

住所

香川県丸亀市田村町 1200 番地 4

氏名

特定非営利活動法人

地方創生伝統住宅保存対策協議会

理事 山内 光